

## 「給餌により生活環境に悪影響が生じている状態」の発生を防止するための対応について

### 1 経緯

区は、環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関し、区、区民等、事業者、地域活動団体及び関係行政機関の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、快適な生活環境を確保することを目的に「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」（以下「環境美化条例」といいます。）を制定し、様々な施策に取り組んでいます。

環境美化条例には、吸殻等及び空き缶等の投棄の禁止、みなとタバコルールを定め、これまでもあらゆる場面において環境美化に係る取組を推進してきました。しかしながら、給餌により集まるハト等のフン、鳴き声等の被害等への対応については、環境美化条例に具体的な禁止事項が規定されていないことから、過去の事案発生時の際は、注意喚起のみに留まり、課題解決に相当の時間を要していました。

特に、令和2年度、3年度に芝浦港南地区で発生した大量の給餌及び残さの放置は、周辺建物へのフン被害、衛生環境の悪化等、生活環境に甚大な悪影響を生じさせ、注意喚起では状況の改善が見られなかったことから、地域住民、警察等から法的根拠に基づいた迅速かつ効果的な対応を求める声が寄せられました。

これらを踏まえ、区においても、環境美化条例の改正を視野に入れた効果的な対応を検討してきました。

### 2 今後の対応

過去の事案の検証や他自治体等へのヒアリング結果を踏まえ、「給餌により生活環境に悪影響が生じている状態」の発生を防止、解決するためには、「禁止行為の事前周知・啓発による事案発生の抑制」、「事案発生時の早期対応」、「明確な根拠による注意喚起、指導等」が必要であることから、以下の具体的な対応に取り組めます。

#### (1) 事前周知、啓発に係る取組の強化

「給餌により生活環境に悪影響が生じている状態」を発生させないため、チラシ、ポスターを作成し、区有施設等での配布、掲出や、広報みなど、区ホームページ等も活用し広く周知します。また、町会・自治会等と連携、協力し、周知、啓発の強化を図ります。

#### (2) 事案目撃、発見時に係る注意喚起の実施

職員による注意喚起のほか、平時から区内を巡回している巡回指導業務（青色防犯パトロール、みなとタバコルール巡回指導、港区生活安全パトロール隊）の委託事業者に対しても、当該事案を目撃、発見した際には、注意喚起（声かけ）を実施するよう共通業務を見直し対応します。

### (3) 明確な根拠に基づく指導

環境美化条例において、「給餌等により生活環境に悪影響を生じさせること」を禁止事項として明記し、給餌により集まった動物のふん尿等による汚損やえさの残さを放置し生活環境を悪化させた違反者に対しては、環境美化条例の指導、勧告等の規定を適用します。

※ 上記禁止事項は、「給餌行為」を禁止するものではなく、「給餌等により生活環境に悪影響を生じさせること」を禁止するものであることから、給餌の片付け、ふんの清掃等が適切に管理されている地域猫等の活動については、禁止するものではありません。

## 3 効果

事前周知、啓発による「事案を発生させない環境づくり」を推進するとともに、事案発生時にはこれまで注意喚起のみに留まっていたが、環境美化条例に基づく啓発、指導等が行えるようになり、事案発生の抑制、迅速な解決につなげることが可能となります。

## 4 今後のスケジュール（予定）

令和4年	9月11日	広報みなと（9月11日号）、区ホームページ 条例改正の考え方についての区民意見募集の周知
	9月11日～10月11日	区民意見募集
	10月	区民文教常任委員会において区民意見募集結果の報告
	11月	令和4年第4回港区議会定例会へ条例改正案の提出
令和5年	1月～3月	改正条例周知
	4月	改正条例施行